

和田寺霊園墓地使用者各位へお願いとお知らせ

和田寺霊園管理者 宗教法人 和田寺

1、墓地使用者名義人、名義人の住所変更が生じた場合は、直ちに管理事務所に申し出て所定の手続きを行って下さい。

イ、名義人死亡等承継時の申請手続き

墓地使用承継申請書(用紙、管理事務所又はホームページから印刷可能)と
添付書類(戸籍謄本一通と前使用者名義の永代使用許可証(聖地證))を管理事務所に提出

ロ、住所・本籍地変更時の申請手続き

住所・本籍地変更届(用紙、管理事務所又はホームページから印刷可能)と
添付書類(下記のうち、何れか一つをご提出下さい)を管理事務所に提出
新住所の住民票一通 戸籍抄本一通 免許証の写し一通 保険証の写し一通

ご注意

墓地管理規程に下記の場合、墓地使用を取り消すことがあると明記されていますのでご注意ください。

- (1) 墓地使用者が5年以上管理料を納付しないとき。
- (2) 墓地使用者が5年以上所在不明のため、墓地使用权を承継することが出来ないと認められたとき。

2、納骨について

イ、管理事務所に申し出て、所定の手続きを済まさなければ納骨できません。

無断で納骨することは禁止されております。

埋蔵届(用紙、管理事務所又はホームページから印刷可能)と
添付書類(火葬許可証(火葬執行印の押したもの)又は火葬証明書)を管理事務所に提出

ロ、納骨式の僧侶依頼、供物等の打合せも前もって管理事務所で行って下さい。

ハ、墓地改葬に伴う納骨等についての手続き等は管理事務所でおたずね下さい。

3、管理料・各種申込等について

イ、管理料納入についての通知は、徴収該当年度の6月頃に行っております。納入(該当年度を含めて3年分を限度として一括納入可)は青色郵便振替用紙使用(口座番号 00940-3-145189 番名義 宗教法人 和田寺)又は管理事務所へ直接お納め下さい。

ロ、和田寺霊園^{せがき}施餓鬼法要は、毎年8月第1日曜日に行います。6月頃に案内を致しますので、指定ハガキをご利用の上、お申し込み下さい。

ハ、^{くか}供花入替

毎月お参りできない方のために、和田寺にて供花(ひさかき使用)をお立てしております。ご希望の方は管理事務所へお申し出下さい。

毎月初め入替(月1回)、1年分前納(1対で6,000円)

4、法事等の読経について

- イ、墓前での回向、年回法要等の読経を和田寺執行でご希望の場合は、できるだけ早期にお申し出の上、日時等の打合せを行なって下さい。
- ロ、法要等で寺仏堂使用される場合（和田寺が法務執行の場合のみ使用可能）は布施以外に下記の使用料が必要です。詳細は「寺仏堂の使用について」に記載。ご希望の方はお申し出下さい。

法要のみ使用の場合	法要・会食に使用の場合
2,000円	5,000円

お申し出は 和田寺 TEL 079-597-2033 FAX 079-597-3618

当日お申し出の場合は、お断りする場合があります。

5、墓石建立、石塔開眼・納骨式、バス送迎(相野駅～霊園間)

お申し出は霊園管理事務所 TEL 079-597-3135 FAX 079-597-2951

営業時間 8:00から17:00迄 送迎時間 9:20から16:00迄

6、管理事務所定休日

定休日 毎水曜日 年末年始の休業 12月31日から1月3日（4日間）

上記定休・休業日のバス送迎業務はできません。定期路線バス（神姫バス/JR相野駅発 こんだ薬師温泉経由清水寺行）をご利用下さい。

この間の手洗(便所)の使用は和田寺駐車場の屋外便所をご使用下さい。

定休・休業日でも墓参可能。供花・線香・ローソク販売しています。

7、ホームページ

(URL) <http://www.wadenji.com/>

随時更新しています。見出し「霊園」内より墓地使用承継申請書(PDF) 住所・本籍地変更届(PDF)等申請書類の印刷が出来ます。ご利用下さい。その他お知らせ、ご案内等掲載しております。随時ご覧下さい。(インターネットがご覧になれる環境の方、対象。)

8、個人情報について

墓地使用者の個人情報(住所、氏名、電話番号等)は和田寺霊園並びに和田寺の業務に関わることにのみを利用することを目的としており、本人に許可なく第三者に個人情報を提供することはありません。又、厳重に保管致します。

墓石建立されていない方へ

墓所内(巻石内)は各自で清掃管理することを原則としています。墓石建立される迄の期間も年に二、三度はご来園の上清掃(草引き等)をお願いします。